



げんき広場

GENKI HIROBA

NO.
71
平成31年2月発行

◎編集・発行 長崎県教育庁総務課 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 TEL095-894-3314(ダイヤルイン)

長崎県教育委員会

検索

「第三期長崎県教育振興基本計画」を策定しました

本県教育の目指すべき姿を示した、平成31年度から5年間の「第三期長崎県教育振興基本計画」を策定しました。本計画のもと「教育県長崎」の実現に向け、県民の皆様とともに取り組んでまいります。

基本テーマ 長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり

目指す人間像

創造性に富み、
自立した人間

いのちを重んじ、
心豊かで
たくましい人間

郷土及び国家を
担う責任を自覚し、
その形成と発展に
主体的に参画する人間

我が国と郷土の
伝統・文化や自然を
誇りに思い、未来
を創造し国際社会に
貢献する人間

「目指す人間像」の実現に向けた9の基本的方向性と34の主要施策

1 ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支え、国際社会の発展に貢献しようとする態度を育みます

- ① ふるさと教育の推進
- ② キャリア教育・職業教育の推進
- ③ グローバル化に対応した教育の推進
- ④ 子どもたちの体験活動の推進
- ⑤ 平和教育の推進

2 社会の変化に主体的に関わるための資質・能力を育み、一人一人の可能性を伸ばします

- ① 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成
- ② 校種間連携の促進
- ③ 情報教育の推進
- ④ 幼児教育の推進
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 修学支援の推進

3 人生をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体を育みます

- ① 道徳教育の推進
- ② 人権教育の推進
- ③ 子ども読書活動の推進
- ④ 子どもたちの文化芸術活動の推進
- ⑤ 体力の向上と学校体育の推進
- ⑥ 健康教育の推進
- ⑦ 食育の推進と学校給食の充実

4 子どもの学びを支える魅力ある学校づくりを推進します

- ① 生徒指導・教育相談体制の充実
- ② 教職員の資質の向上
- ③ 教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた取組の推進
- ④ 子どもの安全確保対策の推進
- ⑤ 安全で快適な学校施設の整備
- ⑥ 県立学校改革の推進

5 学校・家庭・地域が連携・協働し、総がかりで子育て等の課題に取り組む活力ある地域づくりを推進します

- ① 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進
- ② 家庭教育支援の充実



6 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進します

- ① 県民が生きがいを持って学ぶことができる学習環境の整備
- ② 社会教育の充実・活性化

7 人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進します

- ① 文化財の保存・活用と伝統文化の継承及び世界遺産・日本遺産の情報発信
- ② 県民の文化芸術活動の推進
- ③ 生涯スポーツの推進
- ④ 競技スポーツの推進



8 魅力ある私立学校づくりを支援します

- ① 魅力ある私学教育の推進

9 個性が輝く県立大学づくりを進めます

- ① 地域に根ざした魅力ある県立大学づくり

教育振興基本計画についての問い合わせ

県教育庁総務課
TEL (095) 894-3314
FAX (095) 894-3470

長崎県教育振興基本計画

検索



国のガイドラインを受けて

「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を策定しました!

スポーツ障害の予防

最高のパフォーマンスの発揮

発育・発達に応じた生活と成長の確保



- (公財)日本スポーツ協会による文献研究の結果、「ジュニア期におけるスポーツ活動時間については、『休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること』、さらに『週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること』が望ましい」とされています。
- スポーツ医・科学的な見地から、短時間で効果的・効率的な質の高い活動を行うとともに、適切な休養日を設定することは、最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上につながります。
- 部の活動後、地域スポーツクラブ等で加えて活動するなどの例は、身体にかかる負荷が大きくなり、スポーツ外傷・障害を引き起こすリスクが高まります。
- 小学生は、「1週間に2, 3回(1日に2~3時間程度)の活動が無理のない活動である」とスポーツ少年団の規則((公財)日本スポーツ協会)に示されています。

@高校生に聞いてみました! (H30.7 長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン策定に係る意識調査結果 生徒有効回答 11,295人)

部活動の良さは?

- 第1位 体力・技術が向上
- 第2位 協調性・共感を味わえている
- 第3位 仲間が増えた
- 第4位 友達と楽しく活動ができている
- 第5位 大会で良い成績を収めることができた

部活動での悩みは?

- 第1位 学業との両立
- 第2位 体がだるい
- 第3位 時間・日数が長い
- 第4位 眠くて授業に集中できない
- 第5位 実技指導をして欲しい

生徒の考えは?

- 現状は、休養日が少なく、活動時間はやや長め。
- 好ましいと考える休養日は、「平日は週当たり1日、土・日曜日は月当たり2日」、活動時間は、「平日2時間程度、土・日曜日3時間程度」の割合が多い。
- 休養日が増えたり活動時間が短くなったら「眠りたい」「家で勉強したい」の割合が多い。

@休養日や活動時間はどうなるの!?

A. 中学校段階は、骨の成長期に当たり、関節にかかわるけがが多いことから、国の基準と同様となっています。高等学校については、「入学者選抜を経て進学していること」、「心身の発達が進んでいること」、「各学校で多様な教育が行われていること」など中学校と異なる点や、強化指定が行われている運動部があること等を踏まえています。

	休養日	活動時間(1日)
中学校	週2日以上(平日1日、週末1日以上) ※家庭の日(毎月第3日曜日)は部活動を実施しない日(ノ一部活動デー)と位置づける。	平日:2時間程度 休業日:3時間程度
高等学校	週1日以上(原則、月に2回以上は週末に設定) ※家庭の日(毎月第3日曜日)は活動実施に配慮する。	原則 平日:2時間程度 休業日:3時間程度

- ※休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日、ノ一部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」のことです。
- ※活動時間は、身体的トレーニング効果が期待できる主活動の時間で、練習試合・大会参加時の試合間の休憩、見学等は活動時間には含まれません。
- ※練習会場への移動や準備、後片付け等を含む全体の時間が、部の練習時間となります。

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン(概要、FAQ)

→長崎県教育庁体育保健課HP <http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-taiiku/>

合理的でかつ効果的・効率的な活動のための中央競技団体作成運動部活動用指導手引

→スポーツ庁HP <http://www.mext.go.jp/sports/>



先生たちの「げんき」が、子どもたちの「げんき」につながります！

学校教育の充実が求められる一方で、教職員の長時間勤務は大きな課題となっています。校務を効率化し、先生方の業務負担を軽減するとともに、子どもたちと先生方が向き合う時間を確保するために、各学校で大胆な業務改善が推進されています。本県の教職員が誇りと情熱を持ち、健康で活き活きと活躍できる環境の整備に取り組んでまいります。

長崎県の教職員の働き方改革推進について

小中学校については、県、市町教育委員会及び小中学校長・教頭の代表者等で構成する「超勤改善等対策会議」において、教職員の働き方改革を推進するため、さまざまな視点から協議しています。また、県立学校においても文部科学省業務改善アドバイザーによる働き方改革研修会を実施するなど、働き方改革に対する教職員の見識を深めています。

《超過勤務縮減のための主な取組》

- ・定時退校日を設定する。
- ・毎月第3日曜日の「家庭の日」をノー部活動デーとする。
- ・学校閉庁日を設定する。 など



【文部科学省学校業務改善アドバイザーによる講話(大村工業高校)】

長崎県の教職員の時間外勤務の実態

平成29年度、月80時間を超えて時間外勤務をした教職員の校種別割合は、市町立小学校5%、市町立中学校16.7%、県立学校14.9%となっています。

※月80時間を超える時間外労働は厚生労働省のガイドラインで過労死のリスクが高まるとされています。

超過勤務の原因と思われる主な業務内容：小中学校

業務	小学校	中学校
学習指導・生徒指導等	9.4%	3.8%
部活動・社会体育等	2.2%	69.6%
授業準備・成績処理等	9.2%	8.1%
校務分掌・会議会合等	65.2%	15.2%
外部対応等 (保護者・PTA・地域)	14.1%	3.2%

※本県の月80時間を超えて時間外勤務をした教職員が超過勤務の原因と思う主な業務を選択(H29年度)



【働き方改革研修でのワークショップに取り組む先生方(佐世保南高校)】

問い合わせ:県教育庁義務教育課 TEL095-894-3372 県教育庁高校教育課 TEL095-894-3352

「こどもたちの笑顔と元気を守るために」日本PTA全国協議会東川会長インタビュー

これからのPTA活動の意義やあり方、また家庭教育の充実について、どのようにお考えですか？

子どもたちは、家庭・学校・地域を行ったり来たりしながら生活し、学び成長します。子どもの成長は時と場所を選ばず継続していきます。しかし、子育ては難しく、実際、孤立感や不安感を持っている保護者の方が多いです。だからこそ私は「社会教育」という考え方が大事だと感じています。

PTAは、保護者同士や学校、地域がつながり合うことで、様々な学びが得られる社会教育の場です。私自身、「いるだけでいいから」と言われてはじめてPTA活動でしたが、本当に多くの方々に出会い、様々なことを学んで成長することができました。社会教育に育てていただいたと感謝しています。この時代にPTAは必要性を増す一方で、人々をつなぐ役目が求められていると感じます。

家庭教育の充実には、私は「当事者意識」が大事だと思っています。当事者意識をもってPTA活動などに参加することで、気づきや身につく結果が大きく違ってきます。当事者意識を強くもち、子どもたちの健やかな成長を願って、たくさんの保護者と先生方が連携・協働し、学び合いながらPTA活動を行う姿は子どもたちに大きな安心感を与え、笑顔と元気を守ることにつながると信じています。



公益社団法人日本PTA全国協議会会長 東川 勝哉 氏

2007年よりPTA活動に参加。
2014年長崎市PTA連合会会長(2年間)。
2013年長崎県PTA連合会会長(4年間)。
2013年公益社団法人日本PTA全国協議会理事以降、同副会長、専務理事、副会長を経て、2017年6月より現職。
公益社団法人日本教育会理事、いじめ防止対策協議会委員(2016年度)、中央教育審議会学校における働き方改革特別部会委員などを兼任。
2018年12月ユネスコ国内委員就任



学校における働き方改革や部活動の在り方について、どのようにお考えですか？

先生方には長時間労働で疲れきった姿ではなく、健康で元気に働く姿を子どもたちに見せてもらいたいと、保護者として思います。子どもたちの元気と憧れにつながります。働き方改革は先生方のためではありますが、本質的には子どもたちのためであって、だから、制度として先生方の働き方を変えなければいけないと思いますし、保護者も先生方が本来担うべき仕事に集中できるよう心がけるべきです。

部活動にしても価値観が多様化しています。一概にこれがだめ、あれがだめではなく、子どもたちが安全に、健全に、将来に夢をはせて取り組んでいけるような在り方、例えば社会体育やクラブチームなどの選択肢もあっていいと思います。運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインは単に部活動の時間を制限するというものではなく、真の意味でのスポーツの振興と子どもたちの体のことを考えてのものです。今は制度的な転換期というより、時代を的確に見据え、私たちが考え方を変える意識変革の時だと思っています。

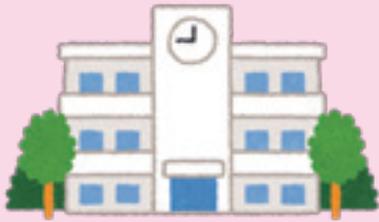
問い合わせ:県教育庁総務課 TEL095-894-3314

長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画を策定しました

障害のある子どもの教育の充実に向けて、2019年度から2021年度に取り組む施策をまとめました。今回は主な取組をご紹介します。

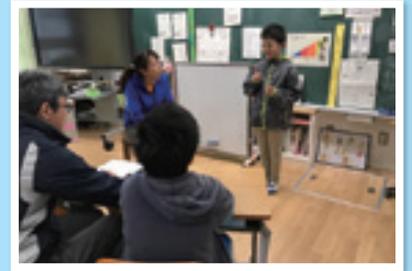
1 特別支援学校の適正配置

- 2021年度、佐世保特別支援学校北松分教室（小・中学部）を平戸市立田平中学校内に設置し、佐世保特別支援学校高等部北松分教室と併せて「佐世保特別支援学校北松分校」を開校します。
- 2019年度、ろう学校佐世保分校を分教室化します。



2 特別支援学校の教育の充実

- 盲学校、ろう学校における個に応じた指導及び視覚障害教育や聴覚障害教育のセンター的機能の充実に向けた実践研究を行います。
- 知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実や、肢体不自由・病弱特別支援学校におけるキャリア教育の充実を図ります。
- 全特別支援学校におけるICT活用事例の蓄積と発信を行います。
- 病弱・知的障害特別支援学校における自立活動の指導の充実に向けた実践研究を行います。
- 訪問教育における指導の充実に向けた実践研究を行います。



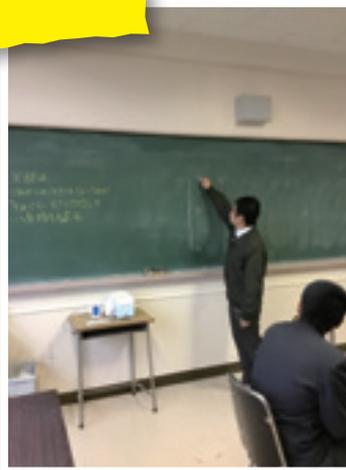
ろう学校における授業の様子



ICTを活用した授業（小学部・国語）

3 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- 小・中学校の指導教諭を活用した地域の特別支援教育の充実に向けた体制作りを行います。
- 県立高等学校における通級による指導の手引き等の活用を行います。



高等学校における通級による指導の様子

4 関連する諸課題への対応

- 特別支援学校における当該障害種免許状未保有者の4年以内の免許状取得に努めます。
- 特別支援学校校長会等と連携したスポーツ・文化芸術活動の推進を図ります。



2018全国ボッチャ選抜甲子園長崎県チーム

問い合わせ：県教育庁特別支援教育課 TEL095-894-3402

◎この計画の詳細はHPからご覧いただけます。 [長崎県特別支援教育推進基本計画](#)

学校におけるフッ化物洗口の実施を推奨しています。

- むし歯予防に使われるフッ化物には、歯の構造を強くし、むし歯になりにくくする効果があります。
- 小・中学校時代は、永久歯にむし歯が最もできやすい時期であり、新しく生え代わる歯は、未成熟で酸に溶けやすく、むし歯になりやすいといわれています。特に中学生は、第2大臼歯のむし歯予防が必要です。

フッ化物によるむし歯の予防効果



小学校までは管理されていたが、それ以降の管理を怠った為に、中学生以降萌出した歯に、大きなむし歯が出来てしまった例（17歳男）



- 現在、すべての小学校、特別支援学校（幼・小・中学部）においてフッ化物洗口が実施されています。中学校においても、実施校が増えており、広がりが見られています。

フッ化物洗口は、強制ではなく、保護者及び本人の同意のもと実施いたします。

問い合わせ：県教育庁体育保健課 TEL095-894-3395

ふるさと情報発信アプリ このさき長崎

県内の旬な情報を発信するスマートフォンアプリです。長崎県の今をお伝えするほか、県産品が当たるお楽しみコンテンツもあります。親子でクイズにチャレンジ！

主なコンテンツ

- ①ふるさと情報発信
- ②「長崎県ゆかりの施設」を地図上に表示
- ③お楽しみコンテンツ
本県にちなんだクイズに答えてプレゼントに応募できるコンテンツを毎月更新中！



ダウンロードはこちら

問い合わせ
県広報課
TEL095-895-2021

